

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 千葉県
農業委員会名： 館山市農業委員会

農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1376
自給的農家数	573
販売農家数	803
主業農家数	199
準主業農家数	149
副業的農家数	455

2015年農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1379
女性	690
40代以下	60

2015年農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	98
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	0
農業参入法人	14
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1090	616				1710
経営耕地面積	695	214	176	29	9	909
遊休農地面積	57	20				77
農地台帳面積	1479	869				2348

- 1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- 2 経営耕地面積は、2015年農林業センサスに基づいて記入
- 3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	9	9
認定農業者	-	5
認定農業者に準ずる者	-	3
女性	-	2
40代以下	-	-
中立委員	-	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	13	13	8

担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1710 ha	308.7 ha	18.05%
課 題	・農業従事者の高齢化と減少が進み、後継者の育成・確保が喫緊の課題である。 ・農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を促進し、農業従事者の所得向上と経営安定化を目指す必要がある。		

- 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	314 ha	(うち新規集積面積	3 ha)
	目標設定の考え方:集積面積5ha増を目標とし、農地中間管理機構の活用により、解約面積を5ha以内に収める。			
活動計画	・円滑な権利移動ができるよう、広報誌やホームページ等を活用し、農用地利用集積による利用権設定の制度等を周知する。 ・農地の利用集積に向けた掘り起こし活動(農業委員及び農地最適化推進委員)の日常活動の中で担い手を探し、貸し手の相談に応じる。)を行う。			

- 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
- 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入
- 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	3 経営体	2 経営体	3 経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	平成元年度新規参入者が取得した農地面積	平成2年度新規参入者が取得した農地面積
	1.5 ha	0.6 ha	2.5 ha
課 題	・次世代を担う新たな参入者を確保・育成するためには、就農環境の整備が必要であり、関係機関及び地域農業者が一体となり、多面的な支援を継続して行っていくことが重要である。		

- 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)
- 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	0.5 ha
活動計画	・農業委員及び農地利用最適化推進委員から情報収集を行い、館山市農水産課等と連携し、新規参入者の確保・育成を推進する。 ・新規就農者に農業者年金制度の加入を推進し、安定した生活の確保を図る。		

- 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入
- 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B / A × 100)
	1787 ha	77 ha	4.31%
課 題	・ 遊休農地の利用状況調査における早期発見や、その後の利用意向調査において、貸し手の意向確認を、継続的に進めていくことが必要である。		

- 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 3 ha			
	目標設定の考え方: 高齢化の進行による耕作者の減少は如何ともしがたい状況にあるため、遊休農地の解消を積み重ね、現状維持を目指す。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		17 人	9月～10月	9月～10月
	調査方法	調査区域を8地区に分け、担当の農地利用最適化推進委員を定めて調査し、該当農地を地図に記録する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		10月～11月	11月～12月	
その他	『館山市広報』等で、農地パトロール(利用状況調査)及び利用意向調査の実施を周知する。			

- 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
- 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
- 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1710 ha	0.5 ha
課 題	・ 新たな違反転用を発見した際には、指導、勧告を速やかに実施できる体制を整える。 ・ 平成30年度の5件の内、3件は所有者が居所不明、2件については市の指導及び文書による勧告を行っている。	

管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	・ 違反転用者に適切な対応を取るよう指導し、従わない場合は文書勧告をする。 ・ それでも是正されない場合、県の指導を求める。 ・ 9～10月に農地パトロール月間の周知を行うほか、9月に農家各戸に違反転用防止のチラシを配布する等、啓発活動を行う。
------	--

活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入